

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の概要

(平成18年4月1日施行)

1 減額措置の対象

昭和57年1月1日以前から所在している住宅（貸家も含む。）のうち、令和8年3月31日までの間に一定の住宅耐震改修工事が行われた住宅で、下記の要件を満たしている場合

※ 併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上であること

2 改修工事の要件

- (1) 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること。
- (2) 耐震改修工事費が1戸当たり50万円超であること。

3 固定資産税の減税額

改修工事完了年の翌年度分の固定資産税額を2分の1減額します。

- ※1 1戸当たり120㎡までが減額対象となります。
- ※2 併用住宅の場合は、住宅部分のみ減額対象となります。
- ※3 改修により、長期優良住宅の認定を受けた場合は、固定資産税額の3分の2が減額となります。

4 固定資産税減額申請書の提出について

(1) 提出期限

耐震改修の完了日から3か月以内

※ 3か月以内に提出ができない場合は、申立書（その理由を記載）の提出が必要になります。やむを得ない特別な事情があると認められる場合のみ減額の対象となります。

(2) 必要書類

- ① 固定資産税の減額申告書
- ② 耐震基準適合住宅であることを証する書類
※ 耐震改修補助を受けている住宅は、市役所（都市計画課）で証明書を発行。それ以外の住宅は、登録された建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが証明書を発行。
- ③ 耐震改修に要した費用を証する書類（工事請負契約書写し及び領収書の写し）
- ④ 長期優良住宅の認定を受けた場合は、それを証する書類。
（長期優良住宅認定通知書の写し）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類（耐震改修を行った住宅の平面図等）

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 税務課家屋償却係
0561-76-8119（直通）